

有資格者に対する食品衛生責任者手帳(確認証)交付のご案内

調理師免許・製菓衛生師などの資格をお持ちの方で食品衛生責任者手帳(確認証)が必要な方は下記の1から3の要領で交付することができます。

1. 申請できる資格と必要書類について

申請できる書類	必要な書類
栄養士・調理師・製菓衛生師・船舶料理士	免許証 (旧姓で交付されているものは不可)
食鳥処理衛生管理者・と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者	受講修了証 (旧姓で交付されているものは不可)
(食品衛生法第48条6項1から4による食品衛生管理者となることができる資格を有する方) (1) 医師・歯科医師・薬剤師・獣医師	免許証 (旧姓で交付されているものは不可)
(2) 学校教育法に基づく大学で、医学・歯学・薬学・獣医学・畜産学・水産学・農芸化学の課程を修めて卒業した方	食品衛生管理者である資格を証明する書類(提出の書類で食品衛生管理者・もしくは食品衛生監視員であることが記載されている書類の場合のみ交付可)
(3) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した方	※卒業証明書の場合、上記資格名の文言が記載されていない場合は交付できません
(4) 衛生管理の業務に3年以上従事し、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した方	講習会実施機関の修了証
昭和48年9月1日から昭和53年6月30日までに東京都または特別区の保健所長が実施した食品衛生責任者養成講習会の修了者	東京都または特別区の保健所長発行の受講済票

2. 手数料について

現金書留によるお申込みの場合 : 2,100円(確認証交付申請書に必要事項を記入して手数料・資格証明書の写し・現在の居住地が記載されている運転免許証等のコピーを現金書留に同封の上、下記当協会本部までお送りください)

当協会本部窓口に来所の場合 : 2,000円(即日交付)

各総合事務所に来所の場合 : 2,100円(後日郵送)

3. 本人確認、添付書類等

責任者手帳交付の際、本人を確認するため現在の居住地が記載されている運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等の証明書を来所の場合は持参、郵送の場合は写しの添付をお願いいたします。

※注意事項

- ①複数の資格をお持ちの方は、1つを選んで申請してください。
- ②氏名及び住所変更・紛失等により、免許証を再交付している場合は、免許証の裏面(記載されている場合)の写しも添付してください。
- ③免許証取得時と記載事項が異なる場合には、変更箇所訂正済みの免許証がなければ交付ができません。
- ④確認証は、東京都独自制度のため、他の道府県においては通用しません。

《問い合わせ・申請書郵送先》

協会本部: 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター2階 一般社団法人東京都食品衛生協会 講習事業課 TEL: 03-3405-0770(直通)

受付時間: 平日9:30から16:30まで ※当協会各総合事務所の所在地は[一般社団法人東京都食品衛生協会]のホームページをご覧ください。